

令和４年度 住民基本台帳の閲覧状況の公表について

住民基本台帳法第１１条第３項及び第１１条の２第１２項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第３条の規定に基づき、下記のとおり公表いたします。

(令和４年４月１日～令和５年３月３１日分)

閲覧者申請者	閲覧事由概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「人権擁護に関する世 論調査（附帯調査：たば こ対策）」の実施のため	令和４年７月８日	あおば地区の満１８歳以上の 日本人男女１２名

※閲覧にきたものすべてを公表する。